

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、今後、身寄りのない高齢者が増加し、成年後見制度の利用ニーズが高まっていくと見込まれる中、制度を必要とする者が確実に利用できるよう、制度の利用促進に係る市区町村の取組状況等を調査し、市区町村による地域の実情を踏まえた計画的な取組の推進に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

法務省、厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

最高裁判所、家庭裁判所(50)、都道府県(4)、市区町村(23)、関係団体¹(48)、親族後見人(12)

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局(東北、関東、近畿)

四国行政評価支局

4 実施時期

令和7年7月～8年7月

(管区行政評価局及び四国行政評価支局(以下「管区行政評価局等」という。))による調査は、令和7年9月～8年7月)

ただし、総務省行政評価局及び管区行政評価局等による調査(以下「実地調査」という。)に先駆け、当該調査における関連調査等対象機関(都道府県及び市区町村)の選定資料や基礎資料として活用することを目的として、令和7年8月から「成年後見制度の利用促進に関する基礎調査」(全47都道府県及び全1,741市区町村を対象とした書面での調査。以下「基礎調査」という。)を、7年10月から「成年後見制度の利用促進に関する調査」(全50家庭裁判所を対象とした書面での調査。以下「家庭裁判所調査」という。)を実施した。なお、基礎調査の回答数は47都道府県、1,504市区町村であり、家庭裁判所調査の回答数は50家庭裁判所である。

¹ 都道府県及び市区町村の社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等